

第36回総会 令和2年5月29日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、5月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

また、使用貸借合意解約4件、賃貸借合意解約2件が提出されておりますので併せてご報告いたします。総会の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和2年度第36回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。本日は、農業委員14名、推進委員5名、合計19名の出席であります。本日の議案件数であります、7件を提案しております。

議長 それでは、議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。12番〇〇委員、27番〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第230号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第230号農地法第4条の規定による許可申請の承認について、議案書1ページの通り申請件数は1件です。

申請番号1番を説明します。申請人：平郡の〇〇、申請地：大字平郡〇〇番他1筆、登記・畑、現況・山林原野、面積2,545㎡、申請事由：山林用地、面積2,545㎡、主な内容：杉の山林用地で始末書が添付されています。

議長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

7番 今回は、19番〇〇委員と私(7番〇〇委員)が、会長の命を受けて、去る5月21日、午前8時15分から杉尾係長と申請書の書類審査を実施した後、事務局より緒方局長、杉尾係長同行のもと、農地法第4条1件、第5条7件、非農地証明4件の現地調査を行いました。順次報告しますので、皆様のご審議よろしくをお願いします。

尚、非農地証明の現地調査には、8番〇〇委員、22番〇〇委員も同行していただき

ました。

- 19 番 農地法第 4 条の 1 番について説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落で、〇〇公民館から西へ 600m 程行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人〇〇さんの母が、昭和 40 年頃、農地転用の許可を取らずに、杉を植樹したもので、違反転用を是正するための転用申請です。この案件は、すでに転用され、始末書が添付されていますので、皆さんご確認ください。

周囲は、東側は山林、西側は農地、南側は山林、北側は農地となっています。雨水は、自然浸透により排水します。転用に伴う、土砂の周辺の流出等については、特に懸念するところは見受けられません。転用する土地の周辺関係者へ説明もなされ、同意も得ているとのこと。この申請地は、農地の繋がりが 10ha 未満の第 2 種農地となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 231 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 231 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 2～4 ペ

ージの通り申請件数は7件であります。申請番号順に説明します。

先ず1番を説明します。譲受人：木城町の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納〇〇番1、登記・畑、現況・山林原野、面積605㎡、申請事由：山林用地605㎡、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：杉の山林用地で始末書が添付されています。

次に2番を説明します。譲受人：木城町の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納〇〇番他1筆、登記・畑及び田、現況・山林原野、面積822㎡、申請事由：山林用地822㎡、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：杉の山林用地で始末書が添付されています。

次に3番を説明します。譲受人：綾町の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納〇〇番他1筆、登記・畑、現況・山林原野、面積419㎡、申請事由：山林用地419㎡、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：杉の山林用地で顛末書が添付されています。

次に4番を説明します。譲受人：童子丸の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字右松〇〇番他3筆、登記・田、現況・山林原野、面積2,351㎡、申請事由：山林用地2,351㎡、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：クヌギの山林用地で顛末書が添付されています。

次に5番を説明します。譲受人：穂北の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北〇〇番4、登記・現況ともに畑、面積107㎡、申請事由：農家住宅用地拡張、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：新築農家住宅1棟、既設畜舎1棟、倉庫2棟の合計4棟、382.43㎡です。

次に6番を説明します。譲受人：鹿野田の合同会社〇〇代表社員〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、都於郡町の〇〇、申請地：大字鹿野田〇〇番他2筆、登記・現況ともに畑、面積1,824㎡、申請事由：農業用施設用地、権利の内容：売買による所有権移転、

主な内容は：ブロイラー鶏舎 2 棟の建築 1,872 m²です。

次に 7 番を説明します。譲受人：鹿野田の合同会社〇〇代表社員〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、〇〇、申請地：大字鹿野田〇〇番他 2 筆、登記・現況ともに畑、面積 2,008 m²、申請事由：農業用施設用地、権利の内容：使用貸借権、主な内容は：ブロイラー鶏舎 2 棟の建築 1,872 m²です。

尚 6 番、7 番につきましては、合計 3,000 m²を越えるため、宮崎県農業委員会ネットワーク機構（農業会議）への諮問が必要な案件となります。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

7 番 農地法 5 条の 1 番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落で、三納〇〇手前より北東に 300m 登った左側の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて、林業を営む〇〇さんの事業拡大のために申請されたものです。〇〇さんは、50 年前頃に、申請地にすでに杉が植樹しており、この度、所有権の移転準備を進めていたところ、農地であることがわかり、違反転用を是正するための転用申請であります。伐採後には、杉を植え山林として活用されていくそうです。この案件は、すでに転用されていますので、始末書が添付されています。

皆さんご確認ください。周囲は、東側は農地、西側は山林、南側は山林、北側は農地となっています。雨水は、自然浸透により排水します。転用に伴う、周辺への土砂流出等については特に懸念するところは見受けられません。また、転用する土地の周辺関係者等の同意を得ているとのこと。この申請地は、農地の繋がりが 10ha 未満の第 2 種農地となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

3 番 始末書を見ると、昭和 50 年頃に所有する以前から、植林をして、売買されたとすると、農業委員会もあつたはずだからちょっとおかしくないですかね。

事務局 すでに植林された農地については、申請者が昭和 60 年頃、相続して所有した農地であります。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 2 番について特別調査員の報告をお願いします。

19 番 農地法 5 条 2 番について説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落の奥となります。1 カ所目は、三納〇〇から北へ 700m 位行った所の農地で 2 カ所目は、〇〇神社から北に 300m 行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人〇〇さんが、〇〇さんから、売買により所有権を得て、山林として活用するために申請されたものです。譲渡人は、昭和 40 年頃、母親が農業を行っていないことから杉を植樹して、現在にいたっており、農地法の許可が必要との認識がなかったことによる、違反転用を是正するための転用申請です。この案件は、既に転用されていますので、始末書が添付されています。皆さんご確認下さい。周囲は、東側は山林、西側は山林、南側は山林、北側は山林となっています。雨水は、自然浸透により排水します。転用に伴う、周辺への土砂の流出等については、特に懸念するところは見受けられません。転用する土地の周辺関係者等

へ同意を得ているとのこと。この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひします。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

7 番 農地法5条3番について説明します。申請地は、三納地区で、地番〇〇番が、〇〇橋を〇〇神社方面に向かって北に500m行った所の農地1カ所で、地番〇〇番1が、〇〇神社から400m南に行った所の農地1カ所の計2カ所です。詳細については、既に配布済みの地図を参照して下さい。今回は、申請人〇〇さんが〇〇さんから売買により、所有権移転を受け、山林として適正に管理していかれるために申請されたものです。譲渡人は、無断転用後60年ほど経過しており、地番〇〇番に杉45本、〇〇番1に杉30本が植樹されていますので、違反転用を是正するための転用申請です。この案件は、既に転用されていますので、顛末書が添付されています。ご確認下さい。周囲は、地番〇〇番が、東西南北全方向山林、地番〇〇番1は、東側は山林、西側は山林、南側は山林、北側は川を挟んで農地となっています。雨水は、自然浸透により排水します。転用する土地の周辺関係者への同意も得ているとのこ

とです。この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

10 番 始末書と顛末書の違いはなんですか。

事務局 一般的には、転用行為などが、申請者本人が行ったものであるときに始末書で申請者本人以外が行ったものであるときに顛末書と区別しています。

10 番 今回すべての案件が、申請者以外の、ほぼ似たような案件ではないかと思うのですが。

事務局 始末書、顛末書ともに誤りでない限り、記載通りの扱いとしたところです。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 4番について特別調査員の報告をお願いします。

7 番 農地法5条4番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇トンネル手前より右に登って下った谷底の農地です。今回の申請は、申請人〇〇さんが〇〇さんから売買により、所有権の移転を申請されました。無断転用されている申請地の現状を更生し、山林として適正に管理していきたいと考えておられます。50年前頃、申請地に〇〇さんの父が杉を植え、〇〇さんが、10年前に全部伐採しましたが、切り株が埋

まったままの状態であり、違反転用を是正する転用申請です。この案件は、既に転用されていますので、顛末書が添付されています。皆さんご確認下さい。周囲は、東側は山林、西側は山林、南側は山林、北側は山林となっています。雨水は、自然浸透により排水します。この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となります。調査員一同やむなしと判断しました。皆様のご審議をお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

6 番 申請番号1番～4番まで似たような山林売買案件ですが、売買価格がわかれば教えてください。

事務局 申請番号4番の〇〇さんと〇〇さんの売買価格が、4筆合計で、〇〇円、内訳は、地番〇〇番が、〇〇円、地番〇〇番が〇〇円、地番〇〇番が〇〇円、地番〇〇番が〇〇円です。申請番号3番の〇〇さんと〇〇さんの売買価格が2筆で〇〇円、申請番号2番の〇〇さんと〇〇さんの売買価格が2筆で〇〇円、申請番号1番の〇〇さんと〇〇さんの売買価格が1筆で〇〇円です。

6 番 売買は土地だけの値段ですか。

事務局 土地のみの売買価格です。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 5 番について特別調査員の報告をお願いします。

19 番 農地法 5 条 5 番について説明します。申請地は、穂北地区の〇〇集落で、〇〇公民館から東へ 500m 行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人〇〇さんが〇〇さんから売買により、所有権移転を受け、農家住宅の拡張をするための転用申請です。周囲は、東側は農地、西側は市道を挟んで宅地、南側は県道、北側は宅地となっています。雨水は、市道の側溝に流します。生活排水は、合併浄化槽で浄化した後、敷地横の排水路に流します。転用に伴う、周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられません。転用する土地の周辺関係者等への同意も得られているとのこと。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となり、許可可能な案件となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 5 番については、農業委員会等に関する法律第 31 条並びに西都市農業委員会会議規則第 12 条の規定により、私、〇〇が関係者のため本案件終了まで退席します。代わりの議長として議事の進行は、〇〇会長職務代理にお願いします。

(会長 退席)

会長職務代理

5 番の案件につきまして、議長を務めさせていただきます。説明がありました 5 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

代 理 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

代 理 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

代 理 全員賛成ということで承認することに決定いたします。本案件終了しましたので、会長と議長交代します。ご協力ありがとうございました。

(会長着席)

議 長 6番、7番については関連がありますので、続けて特別調査員の報告をお願いします。

7 番 農地法第5条6番、7番を同時に説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落で、〇〇公民館より東に300m行った所の左側の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照下さい。今回の申請は、6番、申請人合同会社〇〇さんが、〇〇さん、〇〇さんから、農地売買により所有権移転を受けて、鶏舎を建設する転用申請です。また、7番は、同合同会社が〇〇さんと〇〇さんから使用貸借権により、農地を借り受けて鶏舎を建設する転用申請となります。

周囲は、東側は鶏舎、西側は農地、南側は農地、北側は農地となっており、農地は、全て〇〇さんの所有地となっています。雨水は、自然浸透と排水柵の設置により排水します。鶏舎洗浄排水については、排水柵に流して、沈殿させ、上澄みは雨水と同様に流します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられません。転用する土地の近隣住民には挨拶を兼ね、事業計画を説明し、〇〇公民館長からは、鶏舎建設に関する同意書をいただいております。

この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 6番、7番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 232 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。
事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 232 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 5
～6 ページの通り、申請件数は 5 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、譲受人の権利取得後の農業経営の意思並び
に耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力
を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容
が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認
事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項
等については、担当者が報告いたします。

議 長 1 番の説明をお願いします

局 長 1 番について説明します。譲受人：下三財の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：
大字下三財〇〇番 2 他 2 筆、登記・現況とも畑、面積 797 m²、権利の内容：規模拡大、
売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

2 番 1 番を説明します。申請地は、〇〇学校のグラウンドの真向かい側になります。譲
受人〇〇さんの住宅の隣の農地となりますが、今回、譲渡人〇〇さんの高齢化で、譲
りたいとの申し出で売買し、所有権移転するものです。〇〇さんは、乳牛 50 頭を飼

育する酪農家で、トラクター、牧草刈り取り機や広大な牧草を持つ地域での有数な酪農家でありますので、何ら問題ないと思います。皆様のご審議をお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、1反当たり〇〇円になっています。

議 長 説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

10 番 申請地は、きれいに整備されていたと思いますが、整備費用はどちらが負担したのですか。

2 番 横型の土地で、竹藪状態でしたが、売買契約に向けて、〇〇さんがブルドーザー等で整備したものです。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番について説明します。譲受人：山田の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字山田〇〇番他4筆、登記・現況とも田、面積5,951㎡、権利の内容：高齢による、農業継承：(贈与)による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

28 番 この案件は、譲受人〇〇さんが、94歳になる母親〇〇さんから、名義変更を勧められ、どうしたらよいかと私に相談がなされたものです。このため、司法書士への手続き等を促したところ、〇〇さんは兄が他界しているので、2人の妹と相談の上、母親

が健在な内にと行政書士を通じて、所有権移転を行ったものであります。〇〇さんは、〇〇を営んでおりますが、必要な農具も備え、休日等を利用して耕作を継続していますので、許可相当としました。皆様のご審議をお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

6 番 この案件は、贈与ですよ。

28 番 母親は健在ですので、生存贈与に当たります。

議 長 他にありませんか。

1 番 生存贈与は贈与税が賦課されると思いますが、売買による譲渡とどちらが有利なんですか。

10 番 生存贈与に関しては、何千万円か控除があったと思うのですが。

事務局 贈与税につきましては、2,500万円まで控除がありますので、それまでは贈与税は賦課されないと思います。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番について説明いたします。譲受人：佐土原町の〇〇、譲渡人：藤田の〇〇、申請地：大字藤田〇〇番他1筆、登記・現況とも田、面積3,093㎡、権利の内容：高齢

による農業継承：（贈与）による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

18 番 3 番について報告します。場所は、三財地区〇〇公民館の北側の農地です。藤田の〇〇さんから佐土原に住む、息子〇〇さんへの親子贈与による所有権移転です。〇〇さんは、スイートコーン、野菜、オクラ、ゴボウを 50a 以上作付けしており、農機具もトラクター、軽トラック等一式備えています。周辺作物への影響もなく、3 条要件 50a 以上の作付けもあり許可に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願
いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 3 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員 なし）

議 長 異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 4 番の説明をお願いします。

局 長 4 番について説明します。譲受人：佐土原町の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字荒武〇〇番、登記・現況とも畑、面積 303 m²、権利の内容：高齢による農業継承：（贈与）による所有権移転です。5 番についても関連がありますので続けて説明します。

譲受人：佐土原町の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、三宅の〇〇、佐土原町の〇〇、宮崎市の〇〇、申請地：大字荒武〇〇番 1、登記・現況とも畑、面積 4,874 m²、権利

の内容：経営規模拡大：（贈与）による所有権移転です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

27 番 4番、5番について説明します。4番の譲渡人〇〇さんは、佐土原町に住んでいますが、西都市との境になり、〇〇高速高架下の集落で、畑は〇〇集落に位置しています。申請理由は高齢化ということで、譲受人の〇〇さんとは親子になります。5番の譲渡人には、〇〇さんの他に3人の共同名義人がいますが、この申請理由も、高齢化で名義を変更したいとの内容で所有権移転するものです。経営の方であります。水田で農業を営み、主に夏は早期水稻、焼酎用甘藷、冬場千切大根を主として経営されています。農機具も一式揃え、資金面も安定しており、許可することに問題はないと考えます。皆様方のご審議をお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました4番、5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

10 番 これまでに、5番のような共同名義案件がありましたか。

事務局 昨年4月の総会で、2人の共同名義の案件を審議いただいています。

議長 他にありませんか。

（委員 なし）

議長 異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 議案第233号空き家に附属した農地指定の承認について提案いたします。事務局の

説明を求めます。

局長 議案第 233 号空き家に附属した農地指定の承認については、議案書 7 ページの通り 1 件の申請であります。

申請番号 1 番について説明いたします。申請者：北九州市の〇〇、申請地：大字三宅 〇〇番、登記・現況とも畑、面積 667 m²です。

議長 ここで担当委員の説明をお願いします。

15 番 空き家に付属した農地指定の承認について説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、空き家に付属した農地であります。申請者の北九州市に住んでいる〇〇さんの所有する農地を、空き家に付属した農地指定の承認する申請であります。家屋については、〇〇さんの所有であり、空き家バンクに登録されていることを確認しております。

また農地は、遊休農地化しており、空き家に隣接しているため、住居人が耕作しないと、他の人からの買い手も見つからないような農地ですので問題ないと判断しました。申請人の〇〇さんが、月に 1, 2 度程帰宅され、草払い等手入れをされている様であります。以上から、空き家に付属する農地として問題ないと判断しました。皆様のご審議をお願いします。

議長 事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認決定いたします。

議 長 議案第 234 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 234 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告で、まず初めに、所有権移転分から説明させていただきます。議案書 8～9 ページの通り 3 件の申請であります。申請番号順に説明します。

1 番 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納〇〇番、登記・現況とも田、面積 3,015 m²です。

2 番 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納〇〇番、登記・現況とも田、面積 2,088 m²です。

3 番 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,726 m²です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の同意が得られております。法定公告については 6 月 5 日を予定しております。

議 長 説明がありました 1 番から 3 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案同第 234 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案同第 234 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による、農用地利用集積計画の公告（貸借権設定）については、議案書 10～14 ページの通り 8 件であります。申請番号順に説明します。

1 番 譲受人：水流崎町の〇〇、譲渡人：童子丸の〇〇、申請地：大字童子丸〇〇番他 8 筆、登記・現況とも田及び畑、面積 8,081 m²、6 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。

2 番 譲受人：木城町の〇〇、譲渡人：木城町の〇〇、申請地：大字穂北〇〇番 7、他 2 筆、登記・現況とも田、面積 2,803 m²、6 月から 1 年の賃貸借権の新規設定です。

3 番 譲受人：佐土原町の〇〇、譲渡人：荒武の〇〇、申請地：大字荒武〇〇番他 2 筆、登記・現況とも田、面積 3,208 m²、6 月から 5 年の使用貸借権の再設定です。

4 番 譲受人：佐土原町の〇〇、譲渡人：荒武の〇〇、申請地：大字荒武〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 1,120 m²、6 月から 5 年の使用貸借権の再設定です。

5 番 譲受人：佐土原町の〇〇、譲渡人：荒武の〇〇 相続人代表 〇〇、申請地：大字岩爪〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,768 m²、6 月から 5 年の使用貸借権の再設定です。

6 番 譲受人：穂北の〇〇、譲渡人：大阪市住之江区の〇〇、相続人代表〇〇、申請地：大字穂北〇〇番、登記・現況ともに田、面積 3,003 m²、7 月から 5 年の賃貸借権の再設定です。

7 番 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇 相続人代表 〇〇、申請地：大字三納〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況ともに田及び畑、面積 4,255 m²、7 月から 5 年の賃

貸借権の再設定です。

8番 譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字鹿野田〇〇番、登記・現況ともに田、面積2,974㎡、6月5日から12月22日までの特例事業、一時貸付：賃貸借権の設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、6月5日を予定しております。

議長 説明がありました1番～8番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第235号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、農地中間管理権の取得を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第235号農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）（貸借権設定）については、議案書15～16ページの通り、申請件数合計3件です。申請番号1番から順に説明させていただきます。

1番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：清水の〇〇、申請地：大字三納〇〇番1、登記・現況ともに田、面積1,928㎡、7月から10年の農地中間管理事業による賃貸借権

の新規設定です。

2 番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財〇〇番他 2 筆、登記・田 3 筆、現況・田 2 筆、畑 1 筆、面積 11,592 m²、7 月から 10 年の農地中間管理事業による使用貸借権の新規設定です。

3 番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方〇〇番 2 他 3 筆、登記・現況ともに田、面積 5,360 m²、7 月から 10 年の農地中間管理事業による貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、6 月 5 日を予定しております。

議 長 説明がありました 1 番～3 番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 236 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 236 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。

今回の非農地証明交付申請は、議案書 17 ページの通り 4 件であります。明細番号順

に説明します。

非農地証明明細番号 1、土地の所在：大字三納〇〇番 2、地目・台帳・畑、現況・山林、面積 3,133 m²、所有者：大字三納〇〇番地 3、氏名：〇〇、非農地判断は、事由 4 になります。

非農地証明明細番号 2、土地の所在：大字三宅〇〇番、地目・台帳・田、現況・山林、面積 310 m²、所有者：大字三宅〇〇番地 1、氏名：〇〇、非農地判断は、事由 4 になります。

非農地証明明細番号 3、土地の所在：大字右松〇〇番他 1 筆、地目・台帳・田、現況・原野、面積 1,421 m²、所有者：大字三宅〇〇番地、氏名：〇〇、非農地判断は、事由 4 になります。

非農地証明明細番号 4、土地の所在：大字右松〇〇番 1、地目・台帳・畑、現況・山林、面積 1,720 m²、所有者：名古屋市中村区〇〇番地の 1〇〇号、氏名：〇〇、非農地判断は、事由 5 になります。

議長 番号 1 について地元委員の説明を求めます。

19 番 1 番について説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落にある農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人〇〇さんが所有している農地ではありますが、雑木が生えており、主にハゼの木が多かった様に思います。10 年以上耕作されてなく、将来的にも農地として使用することが困難な土地であり、農用地区域内でもなく、公共投資の対象農地でもなく、優良農地でもないことから事由 4 に該当すると判断しました。皆様のご審議をお願いします。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 番号2について地元委員の説明を求めます。

22 番 2番について説明します。申請地は、穂北地区の〇〇集落にある農地です。国道〇〇号線を妻から穂北に向かい、〇〇幼稚園近くの信号を左折し、県道都農・綾線を500m程進み、〇〇集落最初のトンネル手前を右折して200m程進んだ農地です。東西南北山に覆われ竹林化しておりました。10年以上耕作されてなく、将来的にも農地として使用することが困難な土地であり、農用地区域内でもなく、公共投資の対象農地でもなく、優良農地でもないことから事由4に該当すると判断しました。皆様のご審議をお願いします。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

4 番 この案件は、先ほど農地法5条の4番で審議した申請地手前の土地のようでありま
す。写真でははっきりしないのですが、一緒の様な土地に思えますが、5条の4番は
売買で、この案件は、なぜ売買されなかった案件となったのですか。

事務局 委員の言われる、5条の4番とともに、この案件含め、初めは非農地として、申請
する予定としておりました。しかし、5条の4番については、杉が植樹され、伐採し
た切株が残っており、違反転用と判断し5条の申請としました。この案件は、雑木等
植樹されたものではないことから非農地申請としています。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 番号3について地元委員の説明を求めます。

22番 3番について説明します。この3番も、地図を参照していただきたいと思いますが、2番近くの農地であります。2番の〇〇さんの土地から北東に100m程離れた土地であります。東西南北山に覆われ、先ほどの2番の農地と同様原野化した現況であり、事由4に該当すると判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 番号4について地元委員の説明を求めます。

8番 4番について説明します。申請地は、右松〇〇と記載されていますが、地元農業委員としては、茶臼原地区の〇〇に位置する農地であると認識しています。場所は、西都から高鍋・高岡線を高鍋に向かい、〇〇交差点を左折し、県道木城・西都線を進み、〇〇店を左に見て、10m程進んだ右側の土地となります。配布済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、〇〇氏が所有している農地で、現地の北側には家屋がありますが、山林化した農地で家屋も見えない状況となっていました。30年以上も耕作がされてなく、大木で山林化し、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であります。農用地区域内でもなく、公共投資の対象農地でもなく、優良農地で

もないことから事由 5 に該当すると判断しました。皆様のご審議をお願いします。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 3 時 50 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

12 番 _____

27 番 _____